

作成日 2018/07/18
改訂日 2022/12/06

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 PAC
 製品コード I1807-001
 供給者の会社名称 サンワ化学株式会社
 住所 静岡県袋井市浅羽2777-1
 担当部門 品質保証部
 電話番号 0538-23-6611
 FAX番号 0538-23-7918
 推奨用途 上水道用水、一般工業用水、都市下水や土木廃水・工場廃水の水処理。凝集剤。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

GHS分類に該当するデータは得られていない。

GHSラベル要素

情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
化学名又は一般名

混合物
ポリ塩化アルミニウム

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
塩基性塩化アルミニウム	11%	$[Al_2(OH)_nCl_{6-n}]_m$ (但し、 $1 \leq n \leq 5$ 、 $m \leq 10$)	(1)-12	既存	1327-41-9
水	89%	H ₂ O	不明	不明	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合
皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤
 使ってはならない消火剤
 火災時の特有の危険有害性
 特有の消火方法

この製品自体は、燃焼しない。
 情報なし
 燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
 消火作業は、風上から行う。
 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

関係者以外は安全な場所に退去させる。
 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。

二次災害の防止策

多量の場合、盛り土で困って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

保管

接触回避
安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
塩基性塩化アルミニウム	未設定	未設定	TWA 1 mg/m ³ (R), STEL -

設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。

手の保護具

必要に応じて、適切な保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具

必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保

必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

液体

形状

透明液体

色

無～淡黄色

臭い

無臭

融点／凝固点

-12～-20℃

沸点又は初留点及び沸点

102～106℃

範囲

引火点

引火せず

pH

2.4～3.1

溶解度

水に任意の割合で混合。

ただし、混合によりpHが上がると白濁し、沈殿物を生成する。

密度及び／又は相対密度

1.19(20℃)

塩基性塩化アルミニウムとして

溶解度		水に可溶
10. 安定性及び反応性 反応性		希釈又はアルカリ添加によりpHを上げると白濁し、沈殿物を生成する。
化学的安定性		通常の保管では安定。
危険有害反応可能性		次亜塩素酸類(次亜塩素酸ソーダ、漂白剤、さらし粉等)と混合・接触すると有害な塩素ガスを発生する。
避けるべき条件		弱酸性液のため、保管時の鉄やステンレスは避ける。
混触危険物質		次亜塩素酸類(次亜塩素酸ソーダ、漂白剤、さらし粉等)
11. 有害性情報 急性毒性	経口 経皮 吸入	データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		(生殖毒性) データ不足のため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響)
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)		データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)		データ不足のため分類できない。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報 水生環境有害性 短期 (急性)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
水生環境有害性 長期 (慢性)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壌中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

汚染容器及び包装

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意
 国際規制

海上規制情報 IMOの規定に従う。
 UN No. 2581
 Proper Shipping Class 塩化アルミニウム(水溶液)
 8
 Packing Group III
 Marine Pollutant Not applicable
 Liquid Substance Not applicable
 Transported in Bulk
 According to
 MARPOL 73/78,
 Annex II, the IBC
 Code

国内規制

航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う。
 UN No. 2581
 Proper Shipping Class 塩化アルミニウム(水溶液)
 8
 Packing Group III
 陸上規制 非該当
 海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。
 国連番号 2581
 品名 塩化アルミニウム(水溶液)
 クラス 8
 容器等級 III
 海洋汚染物質 非該当
 MARPOL 73/78 附 非該当
 属書II 及びIBC
 コードによるばら積み輸送される液体
 航空規制情報 航空法の規定に従う。
 国連番号 2581
 品名 塩化アルミニウム(水溶液)
 クラス 8
 等級 III
 緊急時応急措置指針番号 154

15. 適用法令
 労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

アルミニウム及びその水溶性塩(政令番号:37)(10%-20%)

毒物及び劇物取締法
 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
 水質汚濁防止法
 海洋汚染防止法

非該当
 非該当
 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
 有害でない物質(施行令別表第1の2)
 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
 輸出入貿易管理令別表第1の16の項
 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

外国為替及び外国貿易法
 船舶安全法

航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

16. その他の情報
参考文献
その他

NITE
記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。未知の有害性がありうるため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い致します。